

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成27年4月23日(2015.4.23)

【公表番号】特表2014-517462(P2014-517462A)

【公表日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-038

【出願番号】特願2014-510538(P2014-510538)

【国際特許分類】

H 01 R 13/639 (2006.01)

【F I】

H 01 R 13/639 A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年3月2日(2015.3.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポケットを有する筐体と、

該筐体によって支持される端子であって、前記ポケットと位置合わせされたアーチャを含む、端子と、

前記ポケット内に位置付けられるボールであって、磁石またはフェライト系材料のうちの1つである、ボールと、を備える、コネクタであって、

前記端子は前記ボールを前記ポケット内に拘束するように構成され、前記ボールは、前記アーチャを通じて部分的に伸びるように存在することができるようサイズ決めされ、前記ボールは、磁界に応じて前記アーチャを通じて部分的に伸びるように存在するよう構成され、前記端子は、前記アーチャ内に位置付けられる指部を含み、前記ボールが前記アーチャを通じて伸びるように存在するとき、前記指部は曲がって前記ボールとの接触を維持するように構成される、コネクタ。

【請求項2】

前記端子は、前記ボールが前記アーチャを通じて伸びるように存在するとき、屈曲するように構成される、請求項1に記載のコネクタ。

【請求項3】

ポケットを含む第1の筐体と、

該筐体によって支持されるアーチャを有する第1の端子であって、前記アーチャが前記ポケットと位置合わせされた、第1の端子と、

前記ポケット内に位置付けられるボールと、

第2の筐体と、

該第2の筐体によって支持される接点と、

該接点と位置合わせされた磁気吸引乃至磁気被吸引部材と、を備える、コネクタシステムであって、前記ボールおよび前記磁気吸引乃至磁気被吸引部材のうちの少なくとも1つは磁石であり、もう一方は磁石およびフェライト系材料のうちの1つであり、前記第1の筐体は、前記アーチャが前記接点と位置合わせされ、前記ボールが前記磁気吸引乃至磁気被吸引部材に吸引されるように、前記第2の筐体に隣接して位置付けられ、その結果、電気接続が前記端子と前記接点との間で形成され、前記端子は、前記アーチャ内に位置付けられる指部を含み、該指部は曲がって前記端子と前記ボールとの間の電気接觸を維持

するように構成される、コネクタシステム。

【請求項4】

前記ボールは磁石である、請求項3に記載のコネクタシステム。

【請求項5】

前記端子は、前記接点に向かって屈曲するように構成される、請求項3に記載のコネクタシステム。

【請求項6】

前記ボールは磁石である、請求項1に記載のコネクタ。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0001

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0001】

関連出願

本出願は、2011年5月13日に出願された、米国仮特許出願第61/486094号に対する優先権を主張し、参照することによりその全体が本明細書に組み込まれる。